

## 日本学術会議の会員選定に係る関連規定等の整理表

事項	現行規定	新法等の規定	その他
会員候補者選定委員会	<p>○日本学術会議会則 (会員及び連携会員の選考の手続)</p> <p>第八条 会員及び連携会員（前条第一項に基づき任命された連携会員を除く。以下この項、次項及び第四項において同じ。）は、幹事が定めるところにより、会員及び連携会員の候補者を、別に総会が定める委員会に推薦することができる。</p> <p>2 前項の委員会は、前項の推薦その他の情報に基づき、会員及び連携会員の候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。</p> <p>3 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、総会の承認を得て、会員の候補者を内閣総理大臣に推薦することを会長に求めるものとする。</p> <p>4 幹事会は、第二項の連携会員の候補者の名簿に基づき、連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。</p> <p>5 幹事会は、前条第一項に基づき任命される連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。</p> <p>6 その他選考の手続に関し必要な事項は、幹事が定める。</p> <p>（委員会に置かれる分科会、小分科会又は小委員会）</p> <p>第二十七条 第十六条第一項の委員会（以下「委員会」という。）には、幹事が定めるところにより、分科</p>	<p>（会員候補者選定委員会）</p> <p>第二十五条 会員候補者選定委員会は、次に掲げる職務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 第三十条の規定による会員の候補者の選定</li> <li>二 第三十一条第一項に規定する選定方針（第五項及び次条第一項第一号において「選定方針」という。）の案の作成</li> <li>三 第三十二条第二項の規定による会員の解任の求め</li> <li>四 前三号に掲げるもののほか、会員の選任及び解任に関する事務のうち、日本学術会議規則で定めるところにより会員候補者選定委員会が行うこととされているもの</li> </ol> <p>2 会員候補者選定委員会は、会員候補者選定委員十人以上二十人以内をもって組織する。</p> <p>3 会員候補者選定委員は、会員のうちから、総会が選任する。</p> <p>4 会員候補者選定委員の任期は、選任の時から、当該選任後三年以内に到来する会員の任期の末日までとする。</p> <p>5 会員の候補者の研究又は業績に関する審査を行うため、会員候補者選定委員会に、選定方針で定める研究分野ごとに、分野別業績審査委員会を置く。</p> <p>6 分野別業績審査委員会の委員は、当該分野別業績審査委員会に係る研究分野における会員の候補者の研究又は業績の審査を行うために必要な専門的知識を有する者のうちから、会員候補者選定委員会が選任する。</p> <p>（会員の選任の決議等）</p>	

<p>会、小分科会又は小委員会を置くことができる。</p> <p>2 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができます。ただし、法第四条の諮問に対する答申及び法第五条の勧告並びに第二条に規定する意思の表出（見解及び報告を除く。）に関してはこの限りでない。</p> <p>（委員会の委員及び役員）</p> <p>第二十八条 委員は、会長が委嘱する。</p> <p>2 委員は、委員会の承認を得て辞任することができる。</p> <p>3 委員会には、委員長一名、副委員長一名及び幹事二名を置く。</p> <p>4 委員長は、委員の互選により選出する。ただし、機能別委員会の委員長は、総会が定める。</p> <p>5 副委員長及び幹事は、委員会の同意を得て、委員長が指名する。</p> <p>（委員会の招集）</p> <p>第二十九条 委員会は、委員長が招集する。ただし、初回の委員会は会長が招集する。</p> <p>（委員会の議長等）</p> <p>第三十条 委員長は委員会の議長となり、議事を整理する。</p> <p>（委員会の会議）</p> <p>第三十一条 委員会の会議については、法第二十四条第一項及び第二項並びに第十八条（第一項及び第五項を除く。）及び第二十二条の規定を準用する。</p> <p>（委員会に関する事項の幹事会への委任）</p> <p>第三十二条 前五条に定めるもののほか、委員会に関</p>	<p>第二十九条 会員の選任は、会員候補者選定委員会が選定した会員の候補者のうちから、総会の決議により行う。</p> <p>2 会議は、選任された会員の研究又は業績の内容及び選任した理由の公表その他の措置を講ずることにより、会員の選任の過程を国民に明らかにするよう努めなければならない。</p> <p>（会員の候補者の選定）</p> <p>第三十条 会員候補者選定委員会は、次条第一項に規定する選定方針に従って、会員の候補者を選定する。</p> <p>2 会員候補者選定委員会は、会員、大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間の団体等の多様な関係者から推薦を求めるこことその他の幅広い候補者を得るために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 優れた研究又は業績があるか否かの審査は、分野別業績審査委員会において行う。</p> <p>4 会員候補者選定委員会は、分野別業績審査委員会が優れた研究又は業績があると認めた科学者のうちから会員の候補者の選定（補欠の会員の候補者の選定を除く。）を行うに当たっては、会員の候補者の構成について、次に掲げる事項に配慮しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 年齢、性別、所属する機関の種類及び所在地域等に著しい偏りが生じないようにすること。</li> <li>二 先端的、学際的又は総合的な研究分野を含む多様な研究分野の科学者が含まれるようにすること。</li> <li>三 国際的な研究活動、行政、産業界等との連携による活動、研究成果の活用に関する活動その他の多様な活動の実績のある科学者が含まれないようにすること。</li> </ul> <p>5 前各項に定めるもののほか、会員の候補者の選定に関し</p>
---	--

	<p>し必要な事項は幹事が定める。</p> <p>○日本学術会議細則 (常置の委員会の設置)</p> <p>第10条 機能別委員会は、別表第2のとおり設置することとし、運営に関する事項は、幹事が定める。</p> <p>別表第2（第10条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>委員長名</th><th>委員長</th><th>職務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選考委員会</td><td>会長</td><td>会員及び連携会員の選考（会則第8条）</td></tr> </tbody> </table>	委員長名	委員長	職務	選考委員会	会長	会員及び連携会員の選考（会則第8条）	<p>必要な事項は、日本学術会議規則で定める。</p>	
委員長名	委員長	職務							
選考委員会	会長	会員及び連携会員の選考（会則第8条）							
選定助言委員会	なし	<p>(選定助言委員会)</p> <p>第二十六条 選定助言委員会は、次に掲げる職務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>選定方針の案の作成に関し、会員候補者選定委員会に対し、意見を述べること。</li> <li>前号に掲げるもののほか、会員の候補者の選定に関し、会員候補者選定委員会の諮問に応じて意見を述べること。</li> <li>選定助言委員会は、選定助言委員五人以上七人以内をもって組織する。</li> <li>選定助言委員は、優れた研究又は業績を有する科学者（会員その他内閣府令で定める者を除く。）であって、学術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢又は産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用の状況に関し広い経験と高い識見を有するもののうちから、総会が選任する。</li> <li>選定助言委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の選</li> </ol>	<p>○有識者懇談会最終報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学術会議の活動（提言等）が国民から納得感をもって受け入れられるためにも、コ・オブジェーションが適切に機能する前提としても、</li> <li>よりよい選考基準や選考手続き等の検討のために外部の意見を幅広く聞くこと</li> <li>会員が仲間内だけで選ばれる組織だと思われないために外部に説明できるような選考の仕組みを整えること</li> </ul> <p>を国民との約束として制度的に担保することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>このためアカデミア全体や産業</li> </ul>						

	<p>定助言委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 選定助言委員は、一回に限り再任されることができる。</p>		<p>界等から会長が任命する科学者（会員以外）を委員とする選考助言委員会の設置を法定し、会員選考の方針の案等を作成するに当たって意見を聴くことは、学術の独立性や学術会議の自律性、コ・オプテーションの理念と、外部の知見を取り入れる必要性、分野や選考の固定化・既得権化の抑止、議論や決定過程の透明化・国民への説明責任などを調和させる工夫として、極めて優れた仕組みであると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 議論の過程などを記録に残し必要に応じて適切な範囲で公開することで、会員が仲間内だけで選ばれているという懸念は解消されることから、学術会議にとってのメリットも大きい。</li><li>・ 選考助言委員会を通じて外部の社会的集団の利害が選考方針に影響を及ぼす可能性や、委員会が意見を述べることがコ・オプテーションや自律性の制約にならないか懸念する向きもあるが、<ul style="list-style-type: none"><li>・ 委員は会長任命であり、優れた研究又は業績を有する者であること</li><li>・ 意見の対象は選考に関する方</li></ul></li></ul>
--	--	--	--

		<p>針や手続きであり、各会員の個別の選考について意見を言うことは想定されていないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見に法的な拘束力はないこと</li> <li>・議論の過程は記録に残し、検証可能であること</li> </ul> <p>などが前提であり、そのような問題を生じることは考えにくい。</p> <p>仮に選考助言委員会から学術会議が従えないような意見が述べられるケースがあったとしても、客観的に検証することができるため、学術会議の主張の正統性が証明されるであろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、現在でもさまざまな外部団体などから意見を聴いており、法定すべき事項を最小限にとどめすることが望ましいという基本に立てばあえて法定する必要はないという意見もあるが、制度的に担保すべきと考える。</li> </ul>
選定方針	なし	<p>(選定方針)</p> <p>第三十一条 会議は、会員の任期の末日の六月前までに、当該任期を満了する会員の次の会員の候補者の選定及び当該次の会員の選任後三年以内に到来する会員の任期の末日までの間に行われる補欠の会員の候補者の選定に関する方針（以下「選定方針」という。）を作成しなければな</p> <p>○有識者懇談会最終報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、会員選考の重要性に鑑みれば、学術会議には、会員選考に先立って選考方針（仮称）を策定し、会員の資質及び会員の領域・カテゴリーごとに言語化される</li> </ul>

	<p>らない。</p> <p>2 選定方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 前条第二項に規定する措置の実施に関する方針</li><li>二 会員候補者選定委員会に置く分野別業績審査委員会の研究分野の別</li><li>三 分野別業績審査委員会が行う研究又は業績の審査の基準及び方法</li><li>四 分野別業績審査委員会が優れた研究又は業績があると認めた科学者のうちから会員の候補者を選定するための基準及び方法</li><li>五 前各号に掲げるもののほか、会員の候補者の選定に関する重要事項</li></ul> <p>3 選定方針の作成に関する決定は、総会の決議によらなければならない。</p> <p>4 会員候補者選定委員会は、選定助言委員会の意見を聴いて、選定方針の案を作成し、総会に提出する。</p> <p>5 会議は、選定方針を作成したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。</p> <p>6 前三項の規定は、選定方針の変更について準用する。</p>	<p>選考基準、ダイバーシティのバランスの大枠、設定する専門分野と会員数の割当、外部からの推薦手続き、投票の方法などを内外に明確にすることが求められる。</p>
--	--	--

推薦選定	<p>○日本学術会議法</p> <p>第七条 日本学術会議は、二百十人の日本学術会議会員(以下「会員」という。)をもつて、これを組織する。</p> <p>2 会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>第十七条 日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。</p> <p>○日本学術会議会則</p> <p>(会員及び連携会員の選考の手続)</p> <p>第八条 会員及び連携会員(前条第一項に基づき任命された連携会員を除く。以下この項、次項及び第四項において同じ。)は、幹事が定めるところにより、会員及び連携会員の候補者を、別に総会が定める委員会に推薦することができる。</p> <p>2 前項の委員会は、前項の推薦その他の情報に基づき、会員及び連携会員の候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。</p> <p>3 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、総会の承認を得て、会員の候補者を内閣総理大臣に推薦することを会長に求めるものとする。</p>	<p>(会員の候補者の選定)</p> <p>第三十条 会員候補者選定委員会は、次条第一項に規定する選定方針に従って、会員の候補者を選定する。</p> <p>2 会員候補者選定委員会は、会員、大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間の団体等の多様な関係者から推薦を求めることその他の幅広い候補者を得るために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 優れた研究又は業績があるか否かの審査は、分野別業績審査委員会において行う。</p> <p>4 会員候補者選定委員会は、分野別業績審査委員会が優れた研究又は業績があると認めた科学者のうちから会員の候補者の選定(補欠の会員の候補者の選定を除く。)を行うに当たっては、会員の候補者の構成について、次に掲げる事項に配慮しなければならない。</p> <p>一 年齢、性別、所属する機関の種類及び所在地域等に著しい偏りが生じないようにすること。</p> <p>二 先端的、学際的又は総合的な研究分野を含む多様な研究分野の科学者が含まれるようにすること。</p> <p>三 国際的な研究活動、行政、産業界等との連携による活動、研究成果の活用に関する活動その他の多様な活動の実績のある科学者が含まれるようにすること。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、会員の候補者の選定に関し必要な事項は、日本学術会議規則で定める。</p>	<p>○有識者懇談会最終報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>投票制などの具体的な選考プロセスは、選考助言委員会の意見を聴きながら学術会議が自律的に決定することが適當だが、以上のことから、次のような大枠は法律により制度的に担保されることが必要である。</li> </ul> <p>① ダイバーシティの大枠、専門分野の設定及び会員数の配分を内外に説明できる形であらかじめ定めること</p> <p>② 候補者となる者の裾野を広げるため、会員以外(大学、学協会、国研、産業界等)からの候補者推薦の仕組みを設けること</p> <p>③ 各専門分野における選考は、少なくとも当該専門分野に所属する会員全員が参加する投票により行うこと</p> <p>※専門分野以外の会員もある程度入っている方が、幅広い視点からの議論・選考という観点からも望ましい</p> <p>④ 当該専門分野以外の会員が参加する大分野別又は会員全体での投票を行い、候補者を絞り込むこと</p> <p>⑤ 議論の過程や投票結果は関係者</p>
------	--	---	---

			<p>において共有されること（保秘にも注意）</p> <p>※形式的なものではなく実質的な意味のある投票とすべき</p>
補欠会員選任	<p>○日本学術会議法</p> <p>第七条 日本学術会議は、二百十人の日本学術会議会員(以下「会員」という。)をもつて、これを組織する。</p> <p>2 会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内</p>	<p>第九条 日本学術会議会員(以下「会員」という。)の員数は、二百五十人とする。</p> <p>2 会員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから、第二十八条から第三十一条までに定めるところにより、総会が選任する。</p>	

	<p>閣総理大臣が任命する。</p> <p>3 会員の任期は、六年とし、三年ごとに、その半数を任命する。</p> <p>4 補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 会員は、再任されなければならない。ただし、補欠の会員は、一回に限り再任されることがある。</p> <p>6 会員は、年齢七十年に達した時に退職する。</p> <p>7 会員には、別に定める手当を支給する。</p> <p>8 会員は、国会議員を兼ねることを妨げない。</p>	<p>3 会員の任期は、六年とする。ただし、補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 会員は、一回に限り再任されることがある。</p> <p>5 政府又は地方公共団体の職員（非常勤のもの及び政令で定める教育公務員又は研究公務員であるものを除く。）は、会員となることができない。</p> <p>6 会員は、満七十五歳に達する日以後の最初の九月三十日を経過したときに退職する。</p> <p>（会員の選任の時期及び人数）</p> <p>第二十八条 会員の選任は、三年ごとに、その員数の半数について行う。</p> <p>2 総会は、会員が欠けたときは、その補欠の会員を選任することができる。</p> <p>（会員の選任の決議等）</p> <p>第二十九条 会員の選任は、会員候補者選定委員会が選定した会員の候補者のうちから、総会の決議により行う。</p> <p>2 会議は、選任された会員の研究又は業績の内容及び選任した理由の公表その他の措置を講ずることにより、会員の選任の過程を国民に明らかにするよう努めなければならない。</p>	
会員の解任、退任	<p>○日本学術会議法</p> <p>第二十五条 内閣総理大臣は、会員から病気その他やむを得ない事由による辞職の申出があつたときは、日本学術会議の同意を得て、その辞職を承認することができる。</p> <p>第二十六条 内閣総理大臣は、会員に会員として不適当な行為があるときは、日本学術会議の申出に基づき、当該会員を退職させることができる。</p>	<p>（会員の解任）</p> <p>第三十二条 総会は、会員が第九条第五項の規定により会員となることができない者に該当するに至ったときは、当該会員を解任しなければならない。</p> <p>2 会員候補者選定委員会は、会員が会議の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認めるときは、総会に対し、当該会員の解任を求めることができる。</p> <p>3 総会は、前項の規定による解任の求めがあった場合にお</p>	

<p>○日本学術会議会則 (会員の辞職)</p> <p>第九条 幹事会は、会員から辞職の申出があったときは、法第二十五条に定める同意を得ることにつき、総会に議決を求めるなければならない。ただし、当該会員の辞職の申出理由が、総会の議決を待つことが適当でないものと認められる場合は、幹事会の議決をもって同意とすることができます。</p> <p>2 前項ただし書の場合、幹事会は、議決の後に開催される最初の総会に報告しなければならない。</p> <p>3 幹事会は、第一項ただし書の同意を得るに当たり、別に総会が定める委員会の意見を求めるすることができます。</p> <p>(会員の退職)</p> <p>第十条 幹事会は、会員に会員として不適当な行為があると認めるときは、法第二十六条に規定する申出をすることにつき、総会に議決を求めることができる。</p> <p>2 前項において、幹事会は、別に総会が定める委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 前項において、前項の委員会は、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。</p>	<p>いて、当該会員が会議の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認めるときは、当該会員を解任することができる。</p> <p>4 第一項及び前項の規定による解任は、総会の決議により行う。</p>	
--	---	--